

厚岸町水道事業管理規程第3号

庁中一般

厚岸町水道事業等コンビニエンスストア収納事務委託規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月28日

厚岸町水道事業管理者

厚岸町長 若 狹



厚岸町水道事業等コンビニエンスストア収納事務委託規程の一部を改正する規程

厚岸町水道事業等コンビニエンスストア収納事務委託規程（令和2年水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

題名中「コンビニエンスストア」の次に「等」を加える。

第1条中「コンビニエンスストア本部等を介して行う収納事務代行サービス会社」を「コンビニエンスストアでの収納サービス（以下「コンビニ収納」という。）及びスマートフォン等の電子機器によるアプリケーション決済サービス（以下「スマホ収納」という。）を収納代行事業者」に改める。

第2条第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 収納代行事業者 水道料金等収納事務を代行する事業者
- (3) コンビニエンスストア本部 収納代行事業者と収納契約を締結するコンビニエンスストアにおいて加盟の収納業務を統括するコンビニエンスストア本部
- (4) スマホ決済事業者 収納代行業者と収納契約を締結しているスマートフォン等のモバイル端末でスマートフォンアプリを利用して収納の取扱いを行っている事

業者

第2条に次の2号を加える。

(5) コンビニ収納等 コンビニ収納及びスマホ収納

(6) 取扱店 収納代行時業者が別に契約を締結したコンビニエンスストア本部の直営店及びコンビニエンスストア本部との間でフランチャイズ等の加盟店契約を締結している加盟店舗

第3条中「収納代行会社」を「収納代行事業者」に改める。

第4条を次のように改める。

(委託契約)

第4条 町長は、コンビニ収納等を収納代行事業者に委託する場合は、契約期間、委託料、委託内容その他の委託に関する必要事項を記載した契約書を作成し、契約を締結するものとする。

第5条の見出しを「(取扱店での水道料金等の収納)」に改め、同条第1項中「収納事務の委託を受けた収納代行会社が契約するコンビニ本部等は、取扱店において」を「取扱店は」に改め、同項第1号中「印字」を「表示」に改め、同項第2号中「納付書」の次に「のバーコードに印字されている」を、「表示金額以外」の次に「の金額」を加え、同項に次の2号を加える。

(5) バーコード上の納付期限を経過している場合

(6) 収納すべき額が30万円を超えている場合

第5条の次に次の1条を加える。

(スマホ決済事業者での水道料金等の収納)

第5条の2 スマホ決済時業者は、納付者がスマートフォン等のモバイル端末にインストールしたスマートフォンアプリを利用し、納付書に印字されたバーコードを当該スマートフォン等のモバイル端末のカメラで読み取ることにより収納を受け付けるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを収納してはならない。

- (1) 納付書にバーコードの表示がない場合
- (2) 破損、汚損又は印刷不良により、バーコードが読み取れない場合
- (3) バーコード上の納付期限を経過している場合
- (4) 納付すべき額が30万円を超えている場合

2 スマホ決済事業者が水道料金等を収納したときは、領収書の発行は行わない。ただし、納付者に対し、収納が完了したことをスマートフォン等のモバイル端末の画面に表示するなどして通知するものとする。

第6条第1項中「収納代行会社」を「収納代行事業者」に、「前条」を「前2条」に改め、同条第2項中「収納代行会社」を「収納代行事業者」に改める。

第7条及び第8条中「収納代行会社」を「収納代行事業者」に改める。

第9条中「収納代行会社」を「収納代行事業者」に改め、「取扱店」の次に「並びにスマホ決済事業者」を加える。

附 則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。